

36 協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針

ご存じの方も多いと思いますが、2019（平成 31）年 4 月より、36（サブロク）協定で定める時間外労働に、罰則付きの上限が設けられています。

厚生労働省では、時間外労働及び休日労働を適正なものとすることを目的として、36 協定で定める時間外労働及び休日労働について留意していただくべき事項に関して、指針を策定しています。指針の内容について、以下の通り、ご案内させていただきます。

36 協定の締結に当たって留意していただくべき事項

- 時間外労働・休日労働は必要最小限にとどめてください。（指針第 2 条）
- 使用者は、36 協定の範囲内であっても労働者に対する安全配慮義務を負います。また、労働時間が長くなるほど過労死との関連性が強まることに留意する必要があります。（指針第 3 条）
 - ◆36 協定の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第 5 条の安全配慮義務を負うことに留意しなければなりません。
 - ◆「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」（令和 3 年 9 月 14 日付け基発 0914 第 1 号厚生労働省労働基準局長通達）において、「1 週間当たり 40 時間を超える労働時間が月 45 時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が徐々に強まるとされていること」さらに、「1 週間当たり 40 時間を超える労働時間が月 100 時間又は 2～6 か月平均で 80 時間を超える場合には、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強いとされていること」に留意しなければなりません。
- 時間外労働・休日労働を行う業務の区分を細分化し、業務の範囲を明確にしてください。（指針第 4 条）
- 臨時的な特別の事情がなければ、限度時間（月 45 時間・年 360 時間）を超えることはできません。限度時間を超えて労働させる必要がある場合は、できる限り具体的に定めなければなりません。この場合にも、時間外労働は、限度時間にできる限り近づけるように努めてください。（指針第 5 条）
- 1 か月未満の期間で労働する労働者の時間外労働は、目安時間（1 週間：15 時間、2 週間：27 時間、4 週間：43 時間）を超えないように努めてください。（指針第 6 条）
- 休日労働の日数及び時間数をできる限り少なくするように努めてください。（指針第 7 条）
- 限度時間を超えて労働させる労働者の健康・福祉を確保してください。
- 限度時間が適用除外されている業務についても、限度時間を勘案し、健康・福祉を確保するよう努めてください。（指針第 9 条）

以上のとおり、時間外労働及び休日労働について留意すべき事項をまとめました。

指針のリンクについてはこちらです。<https://www.mhlw.go.jp/content/000903652.pdf>

ご不明な点などございましたら、最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。